

## 身体障害者及び高齢者の住戸改善実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）第29条ただし書に規定する県営住宅の模様替えについて、埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和51年埼玉県規則第42号。以下「規則」という。）第19条に定めるもののほか、住戸改善の実施について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住戸改善 身体障害者又は及び高齢者等が入居している住戸についてアプローチ、室内段差の解消及びトイレの改善等を行って、入居者がよりスムーズに日常生活を送ることができるようにすること。
- 二 県負担改善 住戸改善のうち、既存住宅の新たな機能の付加となり、当該入居者が退去したときの次の入居者にとって支障とならない改良で県の費用負担により実施するもの。
- 三 入居者模様替え 住戸改善のうち、個人の使用形態により異なる改造等で、入居者又は市町村の身体障害者及び高齢者福祉事業の費用負担により実施するもの。

(住戸改善の実施住宅)

第3条 入居者及びその同居親族のいずれかが、次に掲げる各号の一に該当し、かつ、日常生活の状況から住戸の改善を真に必要としている場合に、その入居者が居住する住宅を住戸改善の実施対象住宅とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から4級までの者。
  - 二 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者。
  - 三 65歳以上の者。
- 2 前項の規定にかかわらず、原則として次に掲げる各号の住宅は、実施対象住宅とはしない。

- 一 募集停止住宅
- 二 立替用途廃止予定住宅
- 三 大規模改修予定住宅
- 四 家賃を3か月以上滞納している入居者が居住する住宅
- 五 認定収入月額が公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条に規定する金額を超える者が居住する住宅

（住戸改善の範囲）

第4条 住戸改善は、原則として別表1に定める範囲内で行うものとする。

- 2 県負担改善のうち、市町村の身体障害者及び高齢者福祉事業又は介護保険で費用負担が可能なものは、入居者模様替えで対応するものとする。

（県負担改善の申込み）

第5条 県負担の住戸改善を希望する入居者は、様式第1号の「県営住宅住戸改善申込書」に次に掲げる書類を添付し、埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）に提出するものとする。

- 一 住宅平面図（要望内容を記載）
- 二 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し

（県負担改善実施住宅の決定及び報告）

第6条 公社は、県営住宅住戸改善申込書を受理したときは、現地を調査し、申込みを受理した順に予算の範囲内で改善を実施するものとする。

- 2 申込者数が、年度当初に予定した住戸改善実施戸数を超えることとなるときは、原則として予定戸数を超えた分の住戸改善を翌年度に繰り越すこととする。
- 3 公社は、住戸改善を実施したときは、様式第2号の報告書により、翌月の5日までに住宅課長に報告しなければならない。

（入居者模様替えの申請）

第7条 入居者模様替えを希望する入居者は、規則第19条第1項に規定する県営住宅模様替え等承認申請書に次に掲げる書類を添付し、知事あてに提出しなければならない。

- 一 住宅平面図（模様替えの箇所及び内容を記載）
- 二 設置物等のパンフレット等
- 三 その他工事内容を確認するために必要な書類
- 四 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証の写し

(入居者模様替えの承認)

第8条 入居者模様替えの承認は規則第19条第2項に規定する規則様式第23号の県営住宅模様替え等承認書を交付して行う。

(住戸改善事務の流れ)

第9条 住戸改善事務は、別表2のとおり行うこととする。

(修繕などの取り扱い)

第10条 住戸改善した箇所に修繕の必要が生じた場合の費用負担については、原則として「埼玉県県営住宅費用負担区分要綱」によるものとする。

(明渡しを受けた住戸改善済住宅の取り扱い)

第11条 住戸改善済住宅が明渡された場合の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

一 県負担改善済住宅 原則として身体障害者又は高齢者用住戸として活用するが、一般入居者の支障となる設備については、県が原状に復しその費用を負担するものとする。

二 入居者模様替え済住宅 入居者模様替えの承認を得て住戸改善を行った住宅の設備について、次の入居者の支障となる場合には、住戸改善を行った入居者が原状に復するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 身体障害者及び高齢者の住戸改善実施基準（平成8年4月1日適用）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に住戸改善の申し込み又は改善を実施した入居者は、この要綱に基づき申し込み又は改善を実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

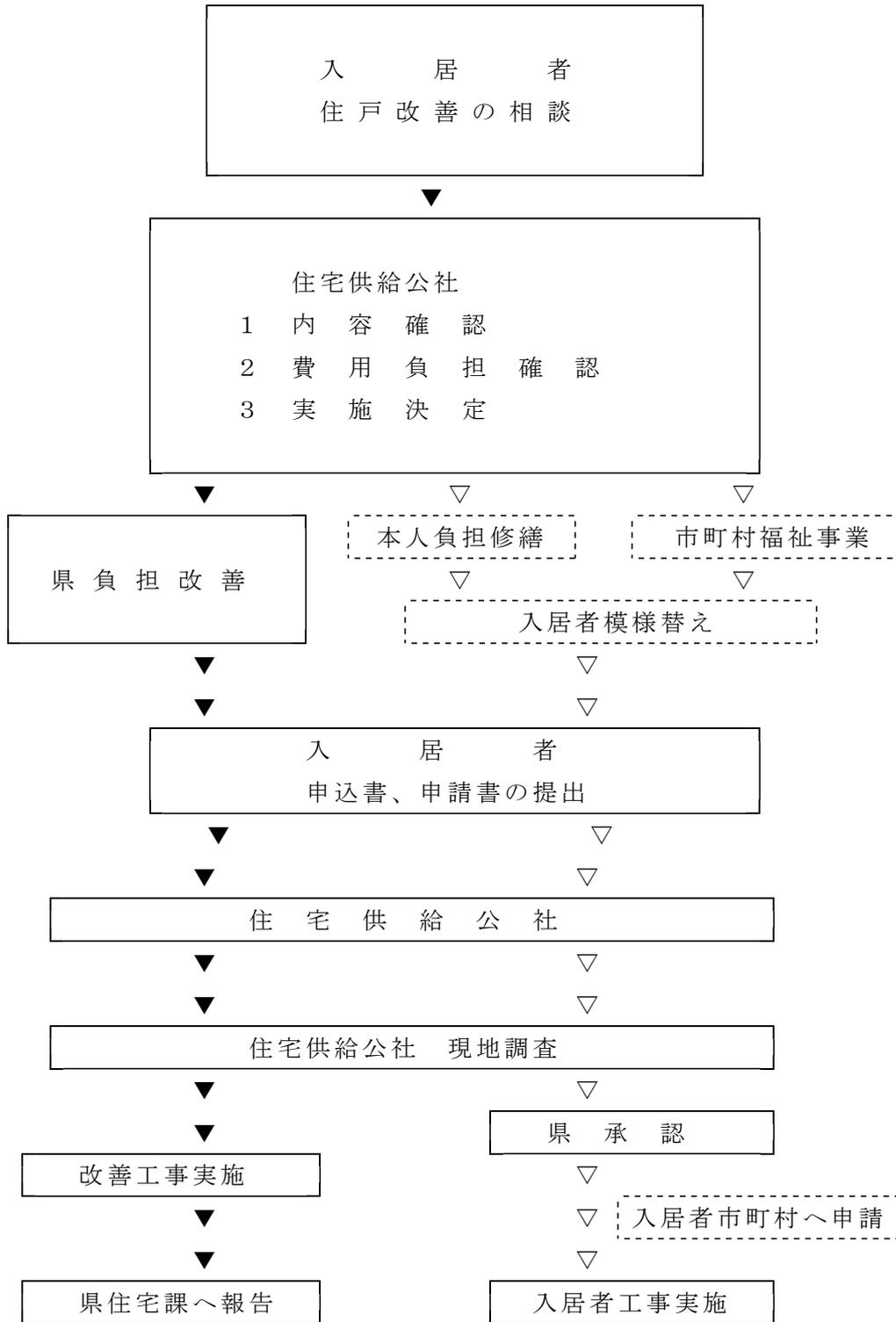
項 目		県負担改善	入居者模様替	備 考
アプローチ 共用階段	スロープ (共用)	○		
	スロープ (専用)	○		
	リフト用整備	○		リフトは入居者設置
	段差解消	○		
	手すり	○		
玄関	段差解消	○		
	手すり	○		
廊下	段差解消	○		
	手すり	○		
居室 食事室	段差解消	○		
	手すり	○		
	流し台・ガス台	○		
	給水ハンドル	○		
	ドアハンドル	○		
	ドアの付替	○		
トイレ	手すり	○		
	便器交換 (和式→洋式)	○		
	便器交換 (その他)		○	
	コンセント	○		
	便器の嵩上げ		○	
浴室	手すり	○		
	浴槽・フロ釜交換		○	
	スノコ (段差解消)	○		
その他	緊急通報システム		○	
	アコーデオンカーテン	○		トイレ、浴室のドアの取り替えの場合に限る
	畳を板張りに変更	○		
	ベランダのスノコ (段差解消)	○		

※ リフト用整備とは、車イス用電動昇降機設置のための必要な整備（コンセント設置、ベランダ手すり撤去、コンクリート土間等）を行うことをいう。

※ スロープ（専用）の設置にあたっては、対象住戸の立地条件、設置後の共用空間の環境、整備に要する費用等を考慮して総合的に判断し、実施するものとする。

別表2 (第9条関係)

### 住戸改善事務の流れ図



様式第1号（第5条関係）

## 県営住宅住戸改善申込書

平成 年 月 日

埼玉県住宅供給公社  
理事長 様

住 所	_____		
団 地 名	_____	_____	団地
号棟号室	_____	号棟	号室
氏 名	_____	_____	印
電 話	_____		

下記の理由により、住戸の改善について、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 理 由

2 内 容

3 関係書類

- (1) 住宅平面図（要望内容を記載）
- (2) 身体障害者手帳等の写し

埼玉県都市整備部住宅課長 様

埼玉県住宅供給公社  
理 事 長

身体障害者及び高齢者の住戸改善の実施について（報告）

平成 年 月末までに実施した住戸改善について、下記のとおり報告します。

記

団地名			
住宅番号			
氏名			
種別			
建設年度			
改良内容			
身障・ 高齢の別			
工事完了 年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

注 高齢対応で実施したものは年齢、身体障害者対応で実施したものは障害名・等級を記入する。